

賃金等の変動に対する島田市建設工事請負契約約款第 26 条第 6 項  
(インフレスライド条項) の運用について

令和 6 年 3 月 4 日  
島田市行政経営部契約検査課

令和 6 年 2 月 16 日付け国不入企第 34 号「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を踏まえ、一定の要件を満たす工事においては、島田市建設工事請負契約約款第 26 条第 6 項に基づく対応が可能となる場合があります。スライド協議の請求をする場合には、担当課までご連絡ください。

請負者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、請負代金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、技能労働者の賃金引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額で下請契約されるよう、より一層の対応をお願いいたします。

【問合せ先】

島田市行政経営部契約検査課

(契約・検査担当)

0547-36-7220